

CTY光新規契約時負担金割引規約

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」といいます。）は、CTY光サービス加入契約約款に基づくCTY光サービス（以下「CTY光サービス」といいます。）の新規契約希望者が、CTY光サービスを申し込み、かつサービスの長期継続利用を申し出た場合、CTY光サービス加入契約約款に定める負担金（但し、追加負担金を除くものとします。）（以下「CTY光新規契約時負担金」といいます。）をこの規約（以下「本規約」といいます。）に基づき割引くものとします。

第1条（約束割引）

CTYは、CTY光サービス新規契約希望者が申し出た長期継続利用期間に応じCTY光新規契約時負担金を無料とします。（以下この割引を「約束割引」といいます。）

第2条（約束割引の適用条件）

「CTY光サービス加入契約約款」に基づくCTY光サービス（以下「CTY光サービス」といいます。）を申し込み、かつ、CTY光サービス新規契約希望者がCTYに対して約束割引の申し込みを行い、CTYがこれを承諾したときに適用されるものとします。

第3条（最低利用期間及びその起算日）

「CTY光サービス」の提供を開始した日の属する月の翌月1日を起算日とし、5年間を最低利用期間とします。なお、申込み後の継続利用期間の変更はできません。

第4条（違約金）

1. 5年間の最低利用期間の満了前に、「CTY光サービス」の契約解除があった場合、残余期間に対応する「CTY光サービス」利用料相当額の違約金に加え、違約金20,000円(税込22,000円)をCTYが別途定める期日までに、CTYが指定する方法により一括してお支払いいただきます。

2. 前項の違約金にかかる遅延損害金については、「CTY光サービス」の規定を準用します。

第5条（本規約の変更）

1. CTYは、以下の場合に、CTY裁量で民法548条の4の規定により本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. CTYは前項による本規約変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日をCTYウェブサイト (<https://cty-cns.jp/>) に広告します。

3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。
なお、この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。

第6条（協議等）

- (1) 本規約に定めのない事項については「CTY光サービス加入契約約款」を適用するものとします
- (2) 契約者及びCTYは、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上解決するものとします

※表記の税込価格は消費税率10%の価格です。

消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。

令和元年10月1日制定

令和7年3月24日改定